

■ 4条1項11号

不服 2024-009749

＜本願商標＞

MIZUKUMO

第25類「履物，スリッパ，被服，運動用特殊靴，運動用特殊衣服（「水上スポーツ用特殊衣服」を除く。）」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：

mizugumo

第25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標について

本願商標は、「MIZUKUMO」の欧文字を横書きしてなるところ、その構成文字に相応して「ミズクモ」の称呼を生ずるものであり、これは、辞書等に載録されている語ではなく、特定の意味合いをもって親しまれている語ともいい難いから、造語として認識されるものである。

したがって、本願商標は、「ミズクモ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

（2）引用商標について

引用商標は、「mizugumo」の欧文字を横書きしてなるところ、その構成文字に相応して「ミズグモ」の称呼を生ずるものであり、これは辞書等に載録されている語では

なく、特定の意味合いをもって親しまれている語ともいい難いから、造語として認識されるものである。

したがって、引用商標は、「ミズグモ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標は、外観においては文字と小文字の差異及び5文字目における「K」と「g」の差異を有することから、両者は外観上区別し得るといえる。

また、本願商標より生ずる「ミズクモ」の称呼と、引用商標より生ずる「ミズグモ」の称呼を比較するに、両者は共に4音よりなり、3音目の「ク」と「グ」の音に差異を有するものであるところ、「ク」の音は澄んだ音として聴取される清音であるのに対し、「グ」の音は重く響く濁音であり、その音質において相違するものであることからすれば、いずれも4音という短い音数から構成される両称呼に対し、該差異音が与える影響は小さいものとはいえず、それぞれを称呼するも、語感が相違し、互いに聴別し得るとみるのが相当である。

さらに、両商標は、いずれも特定の観念を生ずることのない造語であるから、観念において比較することはできない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において区別できるものであるから、これらの外観、観念及び称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標の指定商品と引用商標の指定商品は同一又は類似であるとしても、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「MI ZUKUMO」と引用商標「m i z u g u m o」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において区別できるものであるから、これらの外観、観念及び称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

本願商標「MI ZUKUMO」から生じる「ミズクモ」の称呼と、引用商標「m i z u g u m o」から生じる「ミズグモ」の称呼を比較すると、3音目の「ク」と「グ」の濁音の有無の違いしかありません。商標の類否判断における基本的かつ伝統的な考え方によれば、このような称呼上の差異については、互いに相紛れるおそれがあると判断されるものと考えられます。原審査においても、このように考えられた結果、拒絶査定がなされたものでしょう。

一方で、審決では、両商標から生じる称呼について、『いずれも4音という短い音数から構成される両称呼に対し、該差異音が与える影響は小さいものとはいえ、それぞれを称呼するも、語感が相違し、互いに聴別し得るとみるのが相当である』とされています。その結果、両商標は非類似であると判断されました。

個人的には、両商標は大文字と小文字の違いはあるものの、本当に外観上の区別が容易にし得ると言えるものか疑問です。

また、当職は、本願商標の「MI ZUKUMO」の文字から蜘蛛の一種である「水蜘蛛」を想起したのですが、この「水蜘蛛」は一般的には「ミズグモ」と呼ばれているようです。そうすると、引用商標の「m i z u g u m o」の文字からも同様に、「水蜘蛛」を想起する人も少なくないのではないかと思います。

そもそも、たとえば、「MI ZUKUMO」ブランドのTシャツやスニーカー等と、「m i z u g u m o」ブランドのTシャツやスニーカー等が、同じ売り場に置いてあった場合、需要者が本当に商品の出所について誤認混同を生じるおそれはないと言えるものでしょうか。

両商標がいずれも「造語」と言うのであれば、商標の類似範囲をあまり狭く判断するのは妥当ではないように思われますが、皆様はどうお考えでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

< 2025年7月27日 >